

徳島県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとし、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみではない者又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)が出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二者が、知事に対し、パートナーシップの関係にある旨を宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 宣誓しようとする者が共に民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること
- (2) 宣誓しようとする者のいずれか一方又は双方が、徳島県内に住所を有し、又は3か月以内に徳島県内への転入を予定していること
- (3) 宣誓しようとする者が共に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を持たず、又は宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- (4) 宣誓しようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組により当該関係となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、次項に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類は、次の各号に掲げる書類の原本(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)又はその写しとする。

- (1) 戸籍個人事項証明書、独身証明書又は宣誓をしようとする者が宣誓をしようとする者以外と婚姻を行っていないこと若しくは婚姻関係と同様の事情にないことを証明していると知事が認める書類
- (2) 住民票の写し又は転入予定先の住所が確認できると知事が認める書類
- 3 パートナーシップに係る宣誓制度を実施している県内の市町村（以下「実施市町村」という。）においてパートナーシップの宣誓をした者が、この要綱に基づく宣誓をしようとするときは、第1項及び第2項の規定に関わらず、次に掲げる書類を知事に提出することにより、宣誓を行ったものとみなす。ただし、前条に定める要件を具備していなければならない。
 - (1) 宣誓書
 - (2) 実施市町村が交付した宣誓書受領証又はこれに類するものの写し
- 4 第1項及び前項第1号に掲げる宣誓書は自ら記入した上で、知事に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないときは、他の者に代筆させることができる。
- 5 第1項から第3項までの書類は次の各号に定める方法で、知事に提出しなければならない。
 - (1) 郵送による方法
 - (2) 知事の指定する場所における手渡しによる方法

（宣誓書の記載における配慮）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、自己の身体の性別に違和感を持つことなど知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。ただし、知事が指定する箇所においては、戸籍上の氏名を記載しなければならない。
- 2 前項により通称名を使用しようとする者は、社員証、郵便物その他日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類又はその写しを提出しなければならない。
 - 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方に実子及び養子（宣誓をしようとする者と生計を同一とする未成年の者に限る。以下「子」という。）がいるときは、宣誓書に記載することができる。このとき、住民票の写し、戸籍個人事項証明書の写し又は宣誓をしようとする者と当該子との関係性を確認できると知事が認める書類を提出しなければならない。

（本人確認）

- 第6条 宣誓を行った者は、宣誓書に記載された本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、知事が指定する職員に対面で確認を受けなければならない。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める書類
- 2 前項の確認は、知事が指定する場所において行うものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

第7条 知事は、宣誓を行った者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下「宣誓書受領証等」という。）を宣誓を行った者の双方に交付する。ただし、第3条第2号に該当する者には、次条に定める転入届の提出があつたときに、宣誓書受領証等を交付する。

（徳島県内への転入の届出）

第8条 第3条第2号に該当する者は、第4条に規定する書類を提出した日から3か月以内に、転入届（様式第4号）に徳島県内への転入を証する住民票の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出には、第4条第5項の規定を準用する。

（宣誓書受領証等の再交付）

第9条 宣誓書受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損等を理由としてやむを得ず宣誓書受領証等の再交付を申請するときは、知事は、これを再交付する。

2 前項により宣誓書受領証等の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請には、第4条第5項及び第6条の規定を準用する。

（宣誓事項の変更の届出）

第10条 宣誓書受領証等の交付を受けた者において、氏名、住所その他宣誓書受領証等の記載事項に変更があつた場合（第12条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に変更内容が確認できる書類及び既に交付された宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の申請には、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、その内容を確認し、変

更後の内容に基づく宣誓書受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の宣誓書受領証等は回収するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第11条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号。以下「返還届出書」という。）に宣誓書受領証等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他知事がやむを得ないと認める理由があるときは、返還届出書の提出をもって宣誓書受領証等を返還したものとみなす。

- (1) 宣誓を行った者の間のパートナーシップが解消されたとき
- (2) 宣誓を行った者の一方が死亡したとき
- (3) 宣誓を行った者の双方が徳島県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき

2 前項の届出には、第4条第5項及び第6条の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当するパートナーシップの宣誓は無効とし、知事は宣誓書受領書等の返還を求めるものとする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (2) 宣誓書受領書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき

(個人情報の適切な取扱い)

第13条 知事は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）等に基づき、この要綱に基づき収集した個人情報を適切に管理及び保管しなければならない。

(県民及び事業者への周知及び啓発)

第14条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関

し必要な事項は、多文化共生・人権課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、同年 3 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。